

「昭和48年税制（法人土地譲渡益重課制度、特別土地保有税、宅地並み課税）」

（法人税）

- ・昭和44年1月1日以降に取得した土地等の譲渡益に対し、通常の法人税とは別に20%の税率で課税。

（特別土地保有税）

- ・昭和44年1月1日以降に取得した土地（合計面積が、①指定都市の区の区域は2,000㎡以上、②都市計画区域を有する市町村の区域は5,000㎡以上、③その他の市町村の区域は10,000㎡以上）の保有（10年間）及び昭和48年7月1日以降1年以内に取得した土地（合計面積2,000㎡以上）の取得に対する課税を創設。

（固定資産税、都市計画税）

- ・三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存する市街化区域農地に対し、次の①、②のいずれか低い額を課税標準とする宅地並み課税を開始。
 - ① 当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格の3分の1（都市計画税にあっては比準する価格の3分の2）
 - ② 前年度課税標準額に負担調整措置を講じた価格